

# 議会運営委員会会議録

(平成29年2月28日)

栄町議会

# 議 会 運 営 委 員 会

## 議 事 日 程

平成29年2月28日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件 （1）平成29年第1回栄町議会定例会の付議事件について
- |           |     |
|-----------|-----|
| 1. 町長提出議案 | 24件 |
| 人事案件      | 1件  |
| 新規条例      | 1件  |
| 条例の一部改正   | 8件  |
| 工事請負契約    | 1件  |
| 補正予算      | 6件  |
| 当初予算      | 6件  |
| 専決処分の承認   | 1件  |
- （2）諸般の報告について
- |                |    |
|----------------|----|
| 1. 現金出納の検査結果報告 | 3件 |
| 2. 陳情          | 2件 |
| 3. 議員派遣報告      | 1件 |
- （3）一般質問について 通告者10名
- （4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- （5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について
- （6）その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君  
委員 戸田 栄子 君  
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君  
委員 高萩 初枝 君  
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成29年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（大野 博君） こんにちは。議会運営委員会ご苦労さまでございます。

今回、第1回なんですけども、町長提出議案が24件あがっています。なかなか、皆さんの中でも体調を崩しているかたもいると思いますけども、十分に体調を整えてこの3月議会をいい議会にして乗り切りましょう。よろしく願いいたします。

以上です。

---

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は3月7日、火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が24件、その内訳といたしまして、人事案件1件、新規条例1件、条例の一部改正8件、契約案件が1件、補正予算6件、当初予算6件、それと報告が1件です。

また、一般質問は10名となっております。

それではご審議の程、よろしくお願いいたします。

初めに、町長提出議案等の24件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、平成29年第1回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出予定議案につきましては、ただいま委員長からもご報告がありましたとおり、議案が23件、報告が1件で合計24件でございます。

それでは、はじめに、議案第1号、栄町教育委員会教育長の任命について、につきましては、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現教育長の葉山幸雄氏が、平成29年3月31日をもって教育委員の任期が満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、常勤の一般職から常勤の特別職として同氏を栄町教育委員会教育長に任命すべく、議会の同意を求めるものでございます。任期につきましては、同法第5条の規定により、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするもの

でございます。

続きまして、議案第2号栄町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は総務課でございます。内容でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正を踏まえ、情報提供等記録の訂正をした場合の通知先に、条例事務関係情報照会者等を追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、改正法の施行日に合わせ平成29年5月30日とするものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は総務課でございます。内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、特別養子縁組の成立前の監護期間中の子等のいる職員及び看護を行う職員を時間外勤務の免除等の対象とするとともに、暦年により付与している年次休暇を年度により付与することとするため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、既に改正法が施行されていることから公布の日とするものでございます。ただし、年次休暇に関する改正及び児童福祉法の改正に伴う改正につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は総務課でございます。内容でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、特別養子縁組の成立前の監護期間中の子等のいる職員を育児休業等の対象とするなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、既に改正法が施行されていることから公布の日とし、児童福祉法の改正に伴う改正につきましては、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は税務課でございます。内容でございますが、千葉県の最低賃金が改定されたことを踏まえ、町税等収納補助員の報酬について、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町税条例等の一部を改正する条例につきましては、所管課は税務課でございます。内容でございますが、地方税法等の改正を踏まえ、法人住民税の法人税割の税率の引下げ、軽自動車税の環境性能割の導入など、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、地方税法の改正同様、平成29年4月1日と平成31年10月1日とするものでございます。

続きまして、議案第7号、栄町介護保険特別会計財政調整基金条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法に基づく地域支援事業に介護保険特別会計財政調整基金を充てるため、所要の改正を行うもので

ございます。

なお、施行期日といたしましては、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第8号、栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、児童福祉法の改正を踏まえ、条例中で引用する同法の規定の条項について、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、改正法の施行日に合わせ、平成29年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第9号、栄町地域支援事業に関する利用料条例につきましては、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法第115条の45第5項の規定に基づき、地域支援事業に係る利用料について、必要な事項を定めるものでございます。

なお、施行期日といたしましては、サービスの開始日となる平成29年7月1日とするものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び栄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法の改正による基準省令の改正を踏まえ、新たに地域密着型サービスとなる利用定員19人未満の通所介護に関する基準を設けるものでございます。

なお、施行期日といたしましては、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第11号、矢口工業団地拡張事業造成工事請負仮契約につきましては、所管課は建設課でございます。内容でございますが、矢口工業団地を拡張するため、その造成工事に係る請負仮契約について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、この後の全員協議会において説明させていただきます。続きまして、議案第12号から第17号までにつきましては、地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度における6会計の補正予算について議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては現在調製中でございますので、本日につきましては、現在調整している概要についてのご説明とさせていただきます。それでは、各会計別にご説明させていただきます。

はじめに、議案第12号、平成28年度栄町一般会計補正予算（第6号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億5,000万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第13号、平成28年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約7,000万円減

額する予定で調整しております。

続きまして、議案第14号、平成28年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約250万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第15号、平成28年度栄町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約130万円減額する予定で調整しております。

続きまして、議案第16号、平成28年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約980万円減額する予定で調整しております。

続きまして、議案第17号、平成28年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ約90万円減額する予定で調整しております。

続きまして、議案第18号から第23号までにつきましては、地方自治法第211条の規定により、平成29年度の当初予算について議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。それでは、各会計別に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第18号、平成29年度栄町一般会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ66億6,760万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第19号、平成29年度栄町国民健康保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億3,926万3,000円とするものでございます。

続きまして、議案第20号、平成29年度栄町後期高齢者医療特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億1,503万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案第21号、平成29年度栄町介護保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億6,915万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第22号、平成29年度栄町公共下水道事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億5,488万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第23号、平成29年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億3,715万2,000円とするものでございます。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告についてにつきましては、所管課は消防防災課

でございます。内容でございますが、平成28年10月30日に、消防団車両が方向転換で後退した際、駐車中の相手方車両に接触したことにより発生した車両の損傷事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分することができる指定された和解等に係る専決処分について、本年1月19日に専決処分し、示談が成立しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、町から提出する議案等は、24件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） それでは、ないようですので私からお諮りいたします。

議案第1号は、いわゆる人事案件ですので、本会議初日の7日に質疑・討論の後、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、他の議案と同様、質疑・討論を行い、本会議初日の7日に採決することに決定いたしました。

次に、議案第9号は、新規条例ですので教育民生常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第9号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして、議案第18号から議案第23号までの平成29年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第18号から議案第23号までの平成29年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、のちほど事務局長より説明をしていただきます。

町長提出議案等については、以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、平成28年12月期分から平成29年2月期分までの3件について、

いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情が2件提出されております。「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」及び「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書」が提出されましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成28年11月29日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、10名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、橋本議員、野田議員、新井議員、大野徹夫議員、早川議員、高萩議員、大野信正議員、藤村議員、岡本議員、戸田議員となっております。質問の内容につきましては通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、一般質問についての説明は説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、はじめに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思っております。案はつけてございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思っております。また、議事日程についても同様でございます。

はじめに、会期といたしましては、3月7日火曜日、10時に招集されまして、翌週17日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日、7日は午前10時から町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先ほど決定いたしました人事案件につきましては、採決までお願いいたします。

そして、本会議終了後ですけれども、教育民生常任委員会を開催していただき、新規条例の議案第9号の審査をお願いいたします。翌日の8日は、予算質疑通告に対して執行部の答弁検討期間ということを考えてまして、休会とさせていただければと思っております。

次に、9日木曜日、10日金曜日につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、9日は総務及び教育民生常任委員会所管事項、10日は経済建設常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。その後、議案調査のため休会に入りまして、週を明けて一般質問を15日水曜日5名、16日木曜日5名といたしました。そして

最終日の17日金曜日ですが、この日は午前中、各小学校の卒業式があるため、本会議の開議時刻を午後1時30分からといたしまして、議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日7日の第1号をご覧いただきたいと思っております。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。

なお、日程第4、議案第1号、栄町教育委員会教育長の任命については、これまでと同様に質疑・討論の後、採決まで行っていただければと思います。

次に、先ほどありました議案第9号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただいて教育民生常任委員会への付託となります。

また、日程第21の議案第18号から日程第26の議案第23号までの平成29年度予算については、総括質疑を行い、議長発議によりまして、予算審査特別委員会を設置していただき、ただちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、15日と16日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となりまして、先ほど申し上げましたとおり、15日、5名、16日、5名という形で組みました。

そして最終日、17日の第4号ですが、先ほど申し上げましたとおり午後1時30分からの開議ということで、町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、9番、藤村議員、10番、野田議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 事務局長より説明がありましたが、一般質問については説明のとおりといたしますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名については、9番、藤村議員、10番、野田議員にお願いしたいと思います。

次に、会期、議事日程はただいまの説明のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 異議を申し立てるわけではなくて、どういう事情かということちょっと興味をもったんですが、通常、中学校の卒業式っていつも今年だと10日の金曜日になるって言ったじゃないですか、確か。通常は小学校の前の週の金曜日だったというふうに記憶しているんですが、火曜日になったというのは、今回、特別なことなのかなということと、

火曜日の午後も休会になってますけども、これはいかなる理由によるものなのかなど。火曜日の午後やれば15日、16日を一般質問5人という、きわめてきつい日程でなくても済むのというふうな。異議で申しているわけではございません。

○委員長（大澤義和君） 鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） まず1点目のご質問ですけれども、中学校の卒業式が前までは前の週の金曜日ということであったかと思います。確かにおっしゃられるとおり、ここ過去5年、6年は卒業式が重複したことはございませんでした。そういった関係なんですけれども、なぜ火曜日なのかまではちょっと学校教育課のほうに確認しておりませんで、たいへん申し訳ありませんけれども後ほど確認したいと思います。

あと、2点目のいわゆる翌週14日、火曜日の午後の関係ですけれども、実はこの件につきましては12月の議会開会中に栄町都市計画審議会の主管課でありますまちづくり課から、3月に都市計画審議会を開催するにあたりまして、3月議会の日程について相談にみえられました。内容は地区計画の変更、いわゆる矢口工業団地拡張地区の地区計画の決定に伴います都市計画審議会を開催するにあたりまして、年明けて1月から原案の縦覧ですとか、県への事前協議、案の縦覧、その案の意見書の締切り等のスケジュールを追っていった場合、どうしても3月の中旬頃に町の都市計画審議会を開催し、その答申を得まして、年度内までに決定告示をもっていく場合、どうしても議会開会中期間でありますけれどもやはり日程を調整したいとのことでした。これを受けまして、過去の事例と照らし合わせて最終的に13日の月曜日、あるいは14日の火曜日であれば例年休会していたことから、私のほうから案として提示させていただきました。結果、都市計画審議会の会長であります大学教授の日程と調整を図った中で、14日の火曜日、午後からの都市計画審議会の開催となったことが経緯・経過でございます。事務局といたしましては議会を優先することは最も一番重要なことであることは十分承知しておりましたけれども、この日付の前後は本会議あるいは予算の特別委員会、一般質問等の日程とも重なっておりましたので、結果的にはこの3月議会の一般質問を今回、この水曜日と木曜日、それぞれ5名でお願いさせていただくような日程案を事務局から提示させていただいたようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、わかりましたけれども、釈然としません。3月8日、休会じゃないですか。8日に都市計画審議会やってくださいっていうふうな提案もできましたし。その卒業式については今度、今年を皮切りに毎年こんなふうになっていくのかどうかというのも確認だけは取っておいていただかないと。一言、事務局に釘を刺して終わります。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。それでは、ないようですので会期、議事日程は、説明のとおり決定いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、お手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日、7日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長を除く13名で構成いたします。審査日程は、9日木曜日に総務常任委員会所管事項と教育民生常任委員会所管事項、10日金曜日に経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長及び地方創生担当理事、総務課長、財政課長との全体質疑を10日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。審査の方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきますと思います。提出期限につきましては、3月6日月曜日の午前10時までという形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） それではただいま事務局長より説明がありました、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおり決定いたしました。

続きましてその他ですが、はじめに事務局長、何かございますか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） その他ですけれども、このあと全員協議会を開催いたしますが、執行部より10件の議事がでております。よろしく願いいたします。それ以外につきましては特段、事務局からご連絡等はございません。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） それでは委員の皆さま、ありがとうございました。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 議会運営委員会の委員として申し上げるのではなくてすいませんけれども、監査としてお願いしたいことが1件ございまして。先月、先々月の監査の中でも代表監査委員あるいは会計管理者等から意見も出たんですが、9月に決算議会を栄町はずっとやっておりますが、9月の決算ということになると5月末日が出納閉鎖でございまして、それで出納閉鎖後、あらゆる資料を全部揃えて、8月のあたま、8月のたいてい3日、4日頃に委員長もご経験でしょうけれども、はっきり言ってとても暑い中、現地審査もやりますし、そこまでに提出していただく資料が非常に膨大で、出納閉鎖後の短期間でこれをしていただくのは財

政課の負担、会計管理者の負担が非常に大きいというふうなように私は感じておりました。そういう意味から結論を申せば、現地審査、決算審査を、監査としては9月もしくは10月頃にやらせていただいて、12月の議会でその決算審査特別委員会をやっていただければ、監査担当事務局等、非常にからだが楽になるということをごさいます。これはもう、議会運営委員会だけでなく議員の皆さま方をお願いということで申し上げましたので、ご検討をお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） これはどうしましょう。総務課長いるので、総務課長、何か。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 従来、決算については9月にやっていただいておりますので、議員の皆さんのほうから、やはり9月だということであれば私どもはそれに併せて行いますけれども。今、監査委員のほうからもありましたように。事務局サイドとしても非常に準備期間は取れるんですが、それをもって私どものほうから、絶対12月にしてくれということはお申し上げられませんので、議会のほうでお決めいただければと思います。ちなみに、町はほとんどが9月です。市になりますとやっぱり12月というところも多くなってくるというような状況です。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。どうしましょう、松島委員。

○副委員長（松島一夫君） こういう話がでましたと、全員協議会にでも議会運営委員会の委員長のほうから諮っていただいて、そういうことなら12月でもよろしいよということになればそれは非常にありがたいし、従来どおり9月にあくまでも、ということになれば監査といたしましても当然、それにあわせて従来どおりやるしかございませぬ。そういうことをごさいます。

○委員長（大澤義和君） わかりました。ほかに何かございませぬか。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） 以上で議会運営委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

本日の会議を閉じます。

それではないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時2分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成29年3月14日

議会運営委員会委員長 大澤 義和